

私立大学図書館協会 2017年度第2回常任幹事会議事要録

日 時：2017年12月1日（金） 14時20分～17時00分

場 所：東海大学校友会館（霞が関ビル 35階諏訪の間）

出席者：名簿のとおり

議事に先立ち、会長校である名城大学附属図書館長事務取扱・佐川雄二から、挨拶があった。

議事進行は、名城大学附属図書館長事務取扱・佐川雄二が担当した。

[報告事項]

1. 協会会務報告

会長校（名城大学・皆見）から、配付資料（p.4-6）に基づき、報告が行われた。

未加盟校への勧誘について、加盟申請には至っていないが、新潟の新規設立予定校から、加盟の意思表示と手続きについての問い合わせがあった。

会報第149号（2018年2月刊行予定）について、総会・研究会当番校から、著者校正が戻ってきていないものがあり、刊行に遅れが出る可能性があるとの報告があった。

2. 東地区部会会務報告

東地区部会長校（東海大学・三井）から、配付資料（p.7-10）に基づき、報告が行われた。

初めての試みとして10月に事務長会・管理職研修を行った。参加校41校・参加者44名でアンケートの結果は好評だった。今後は隔年開催を予定している。

研究分科会報告会について、2年毎に開催しており、2017年12月14日（木）に慶應義塾大学三田キャンパス北館ホールで開催予定である。現在のところ参加申込者数が少ないため、引き続き周知を行う。

オンデマンド研修について、第1期が終了し11月から第2期が始まった。第1期の受講生の内、期間内に研修内容を満了しなかった受講者がいたが、打ち切りとなった。

3. 西地区部会会務報告

西地区部会長校（大阪工業大学・佐伯）から、配付資料（p.11-17）に基づき、報告が行われた。

4. 委員会報告

会長校（名城大学・皆見）から、配付資料（p.18-20）に基づき、報告が行われた。

研究助成委員会では、2018年度研究助成【2017年度募集】の応募状況について、配付資料では応募件数0件となっているが、その後、2件の応募があった。また、12月14日を締切として再募集を行っている。

国際図書館協力委員会では、第2回寄贈資料搬送事業について、本日12月1日が募集締め切りであるが、数件の募集があった。海外認定研修（A）について、一次締切までに応募者は無かった。二次締切は2018年2月28日だが、こちらも現在のところ応募がない。

協会ホームページ委員会では、協会HPの業務委託業者作業件数について、昨年度比で増加している。主な要因は外部団体からの周知依頼が増えたことである。

5. 協会関連事項報告

会長校（名城大学・皆見）から、配付資料（p.21）に基づき、報告が行われた。

「国公立大学図書館協力委員会」ならびに「国立国会図書館長と大学図書館長との懇談会」について、例年は11月末に開催されているが今年度は12月8日開催予定となっている。

6. 2017年度協会役員校、委員会および協会関連団体等委員について

会長校（名城大学・皆見）から、配付資料（p.22-24）に基づき、2017年度総会以降の異動について報告が行われた。

委員の交代は発生していないが、GIF（Global ILL Framework）プロジェクトチームについて、国公立大学図書館協力委員会事務局から、2018年3月末日をもってプロジェクトを終了予定とする連絡があったため、その旨を追記した。

7. 2018年度行事・会議予定

会長校（名城大学・皆見）から、配付資料（p.25）に基づき、2018年度行事・会議予定について報告が行われた。

8. 研修会・講演会等に伴う講師派遣補助再募集結果について

会長校（名城大学・皆見）から、配付資料（p.26）に基づき、報告が行われた。再募集の結果、0件で年間合計1件であった。

9. その他

特になし。

[協議事項]

1. 2017年度一般会計・特別会計支出状況ならびに決算見込みについて

会長校（名城大学・皆見）から、配付資料（p.27-29）に基づき、11月10日時点の予算執行状況報告および今後の執行予定額を含む決算見込みについて、説明ならびに提案があり、異議なく承認された。

また、帳票の記載について、例年は「総会・研究大会開催支援費」が全額執行され、戻入金は収入の「その他収入」として処理されていたが、決算帳票で執行状況が判別できるよう、実使用額を「総会・研究大会開催支援費」の実績額として作成したとの説明があり、了承された。

国際図書館協力特別会計収入の「基金」について、委員会で協議の結果、近年に寄付をいただいた10社に依頼を行った旨の説明があり、了承された。

2. 2018年度事業計画（案）

会長校（名城大学・皆見）から、配付資料（p.30-31）に基づき説明ならびに提案が行われ、異議なく承認された。

3. 第79回（2018年度）総会・研究大会について

会長校（名城大学・皆見）から、配付資料（p.32）に基づき日程案の提案があり、異議なく承認された。

また、研究大会の内、「国際図書館協力委員会 講演」について、現在、委員長と総会・研究大会当番校との間で調整を行っており、時間枠を80分に延長予定であるとの説明があり、了承された。

4. ITアドバイザー導入提案の取り下げについて

会長校（名城大学・皆見）から、配付資料（p.33）に基づき提案があり、異議なく承認された。

併せて、既に予算措置されている2017年度“ITアドバイザー費”については未執行とするとの説明があり、了承された。

5. 2018年度一般会計・特別会計予算（案）

会長校（名城大学・皆見）から、配付資料（p.35-37）に基づき、2018年度予算案の説明ならびに提案があり、異議なく承認された。

前年度からの主な変更点は次の通り。

- ・国際図書館協力事業支援費 100万円増（シンポジウム開催年のため）
- ・ITアドバイザー費 108万円減（HP委員会からの導入提案取り下げのため）
- ・研修会・講演等の開催に伴う補助制度金 100万円減（過年度実績に基づく）

6. 大学図書館コンソーシアム連合（JUSTICE）への事務局員派遣に係る支援について

会長校（名城大学・皆見）から、配付資料（p.38-43）に基づき、事務局員派遣を経験した4大学との議論の結果、次の2点の提案を行いたい旨説明があった。

- ・派遣元大学へ協会から派遣協力依頼公文書を発行する（2018年度中の発行）
- ・事務協力費として、JUSTICEを通じて派遣元大学に年1回150万円を支払う（2019年度から）

事務協力費の算出根拠について、会長校（名城大学・皆見）から、先に提案のあった2018年度一般会計予算案の「ITアドバイザー費」108万円減額および2016年度第2回常任幹事会での協議の結果、100万円減額になった「役員校活動費」の「会長校事務局補助費」を充てることで支出可能との見込みが示された。

これを受けて、出席者からは次の意見があった。

監事校（東洋大学）

- ・支援することには反対しないが金額の根拠が不明瞭である。
- ・私立大学図書館協会（以下、「協会」と言う。）としての利益があるかは今後見極めたいとのことだが、最初に検討すべきである。
- ・提案の通りに支出した場合、現在の予算案を元に計算したところ、ITアドバイザー費を減額しても協会予算は今後10年以内に破綻することになるため、他に減額可能な費目を検討すべきである。
- ・2017年度の決算から繰越金が減少する見込みのため、今後2～3年の収支を見てから改めて検討したい。
- ・JUSTICEは「大学図書館と国立情報学研究所との連携・協力推進会議」の下部組織であるが、同様の組織から金銭的支援の申請があった場合に断れなくなることも考えられる。
- ・今年度から新設した会長校事務局支援費の100万円（年間）は、今後の収支見込みを考慮して補助額を減額した経緯がある。内部の補助額を減額してまで外部団体委員の担当校に、それ以上の支援は難しいように思われる。
- ・現状、部会長校等の協会役員校への補助を行っていないため、そちらも検討することが望ましい。
- ・JUSTICE加盟館と協会加盟館は異なるため、まずはJUSTICEの会費を値上げするのが本来の対応だと思われるが、JUSTICE側の対策について情報をいただきたい。
- ・昨年度、国公立大学図書館協力委員会への支援費を50万円から120万円に増額したばかりだが、外部団体への支出を更に増額することに問題は無いか等、検討することが望ましい。

東地区部会長校（東海大学）

- ・ JUSTICE 非加盟の協会加盟校へ説明できるだけの材料、例えば、JUSTICE の人事構成表や予算・決算表、事業報告などが無いと、きちんと説明責任を果たせないように思う。本来、JUSTICE の会費を上げれば済むことではないかと思われる。また JUSTICE の存在があるために非加盟校にもメリットが生じている点を、明確に示すべきである。
- ・ 協会として JUSTICE とどう関わるのかという前提がきちんと議論されていないように思われる。協会とは性格を異にする別の任意団体に対して関与するのかどうかを議論した上で、関与するとしたら財政面の負担なのか、その他の支援なのかを議論すべきではないだろうか。例えば、公立大学からは事務局員を派遣していないことを考えれば、2年ごとに私立大学と公立大学で交互に事務局を派遣するという交渉を行うという関与の仕方もある。
- ・ 今回の提案は事務局の派遣を引き受けた大学の費用負担が大きかったことへの支援を前提とした議論となっているため、協会としては筋道を整理したうえで議論すべきではないか。
- ・ 一度費用を支出すると「協会が JUSTICE 事務局員を派遣している」という既成事実ができてしまう。それでは、JUSTICE 非加盟の協会加盟館へ、どのような関係があるから援助するのか説明できないのではないか。本来この問題は、JUSTICE 加盟校の中で検討すべきものであるのだから。
- ・ 地区部会総会の当番校を依頼したくとも、自前でホールを持たない大学が増えている。そのため、総会当番校を引き受けてもらうに当たり、これからは外部の会場を借りるケースを想定する必要があるが出てきている。そういう協会内の今後の支援の必要性を考えれば、150万円の JUSTICE 支援金は、協会の会計を圧迫することになると思う。支出の是非、金額等について慎重に議論すべきであると考える。

会長校（名城大学）

- ・ JUSTICE の活動自体は非加盟館にもメリットがあると考えている。
- ・ 以前から懇談事項として話題提供されていたが、先延ばしになっていたため、一度議論のテーブルに挙げる目的で協議事項とした。
- ・ 支援金額については派遣元 4 大学からの提案の数値を提示した。提示金額に対する意見が出ると考えていた。
- ・ 支援自体は行う方向で検討できればと考える。協会内の支援についても今後検討したい。

監事校（福岡大学）

- ・ 金額（年間 150 万円）を議論する以前に、JUSTICE との関わり方から考えるべきであり、この提案は、支援の趣旨にそぐわないように思う。つまり、協会からのなんらかの支援金が「JUSTICE を通じて」支払われるのであれば、JUSTICE に対する支援と捉えられかねないし、筋が違うのではないか。協会と JUSTICE と

の関係ではなく、協会と協会加盟校の関係において、JUSTICEに人員派遣を行う協会加盟校に対しての支援であるべきだと思う。

以上の議論を踏まえ、2018年度第1回常任幹事会に向けて引き続き検討を行う事となった。

7. 研究助成の審査にあたっての研究助成委員会および東西合同役員会での申し合わせ事項の一部改正について

会長校（名城大学・皆見）から、配付資料（p.44-47）に基づき一部文言の修正提案があり、異議なく承認された。

8. インフォメーションサービスの廃止について

会長校（名城大学・皆見）から、配付資料（p.48-51）に基づき提案があり、異議なく承認された。

9. 加盟図書館名簿記載事項の変更について

会長校（名城大学・皆見）から、配付資料（p.52）に基づき提案があり、異議なく承認された。

10. 「加盟校基礎データ変更届」の手続き変更について

会長校（名城大学・皆見）から、配付資料（p.53-55）に基づき提案があり、協議の結果、承認された。

なお、東地区部会長校（東海大学・三井）から、現在の書式でも、指定と異なる内容が記入されているケースが多々あるため、会長校と問題点を共有して書式案の改良を行いたい旨提案があり、今後、書式案を作成することが了承された。

11. その他

特になし。

[懇談事項]

1. 私立大学図書館協会役員校当番校一覧

会長校（名城大学・皆見）から、配付資料（p.56-57）に基づき東西両地区の役員校・当番校担当予定校を確認した。

また、東地区部会長校（東海大学・三井）から、未定となっていた2020年の総会・研究大会当番校が明治大学に確定したとの報告があった。なお、東京オリンピック開催時期に重なることから、当番校の明治大学から開催時期を後ろ倒しにすることで調整し、9月16日～18日の日程で開催を予定している、との報告があった。

2. その他

(1) 予算配付の見直しについて

会長校（名城大学・皆見）から、2019年度以降の検討事項として、国際図書館協力委員会の多額の繰越金について、一般会計から支出している「国際図書館協力事業支援費」を減額する余地が無いか、今後、委員会と調整を行いたい旨説明があった。

(2) 2018年度第1回東西合同役員会後の意見交換会について

会長校（名城大学・皆見）から、当番校（龍谷大学）の負担を減らすためにも開催を見送るとの説明があった。

以上

< 配付資料 >

1. 「私立大学図書館協会 2017年度第2回常任幹事会」(p.1-57)